

平成23年10月28日

お客様各位

君津信用組合

理事長 須藤春雄

### 不祥事件発生についてのお詫び

この度、当組合において元職員による不祥事件が判明しましたので、ご報告申し上げます深くお詫び申しあげます。

信用と信頼を第一とする金融機関にあつて、かかる事件が発生致しましたことにつきまして、私以下全役職員が深く反省するとともに、本件に関わるお客様を始め、日頃からご愛顧を賜っているお取引先の皆様、組合員の皆様、地域の皆様には、ご心配とご迷惑をおかけし心よりお詫び申し上げます。

不祥事件の概要につきましては、下記の通りです。

#### 記

〈その1〉

#### 1. 不祥事件の概要

当組合元支店長（発覚当時48歳／男性）が4店舗に亘り、お客様の預金払戻金及び名義借り融資金を着服していたことなどが、平成20年3月26日に判明しました。

元支店長は平成15年3月から平成20年3月までの間、お客様から着服した金員を遊興費や自己の借入金返済に費消しており、着服額は26,553千円でした。

#### 2. 被害者への対応

ご迷惑をお掛けしたお客様には、被害額全額を弁済するとともに事実関係を説明し深くお詫びいたしました。

#### 3. 監督官庁への届出等

本件については、監督官庁への法令に基づく届出を行っております。なお、刑事告発については警察に相談を行ってりましたが、基礎捜査の結果、告発を断念する事態となりました。

#### 4. 関係者の処分

元支店長を懲戒解雇し、関係者の処分として経営責任、管理監督責任を明確にして、厳格に処分を行いました。

〈その2〉

#### 1. 不祥事件の概要

当組合元職員（発覚当時47歳／男性）が5店舗に亘り、お客様の預金払戻金、融資返済金、名義借り融資金などを着服していたことが、平成23年6月20日に判明しました。

元職員は平成9年7月から平成23年6月までの間、お客様から着服した金員を遊興費や自己の借入金返済に費消しており、着服額は34,001千円でした。

#### 2. 被害者への対応

ご迷惑をお掛けしたお客様には、被害額全額を弁済するとともに事実関係を説明し深くお詫びいたしました。

#### 3. 監督官庁への届出等

本事件については、監督官庁への法令に基づく届出を行っております。なお、刑事告発については、警察当局と相談し、元職員の親族より被害額全額が弁済されていることから告発しない事といたしました。

#### 4. 関係者の処分

元職員を懲戒解雇し、関係者の処分として経営責任、管理監督責任を明確にして、厳格に処分を行いました。

当組合は法令遵守と社会的責任を重視した経営に努めてまいりましたが、今回の事件を厳粛に受け止め、再発防止に向けてコンプライアンス意識の向上、人事管理の徹底、事務管理の強化、内部管理態勢の充実を図るとともに、信頼回復に向け役職員が一丸となって取組んでまいり所存であります。

何卒、当組合に対する変わらぬご支援、お引き立てをお願い申し上げます。

以上

本件に関するお問い合わせ

君津信用組合 お客様相談室 担当 小倉、鈴木、榎本

☎ 0 4 3 8 - 2 0 - 1 1 2 2

受付時間 9時から17時（土・日・祝日は除きます）